

変貌する民主主義と企業経営 ——デューイの政治思想の経営倫理的意義——

岩 田 浩

Business Management Toward the Coming Democratic Society: Dewey's Political Thought and Business Ethics

IWATA Hiroshi

Abstract

A purpose of this paper is to examine John Dewey's political thought in order to search for a democratic business management style in the coming civilized society. First, I grasp Dewey's view on the "eclipse of the public" in the great industrial society by reviewing shortly his most important political philosophical work, *The Public and Its Problems*. Next, I search for a significance of the relationship between democracy as a social idea and community by investigating the democratic way to rebuild the lost public Dewey proposed. Finally, I examine some significant viewpoints Dewey's political thought will give to the modern business management under the trend of "the politicization of CSR".

I 序言

——デューイの民主主義理論への視座——

近年、社会全般に自己利益の追求による分断化と孤立化が進行する中、公共性とそれを土台に形成される民主主義の再構築をめざす機運が政治学や公共哲学を中心に高まってきた。その具体的な様相は、公共性の復権を「新しい市民社会」の形成に求めることで、旧来とは別様の民主主義への見通しを切り拓こうとする運動に端的に見て取れよう¹。もとより、経営学（特に経営倫理学やCSR論）でも、企業に「良き市民性（good

¹ 早川によると、このような「市民社会」への関心が先進諸国において高まった背景には、1970年代以降の政治的情勢の変動があった。第二次大戦以降、概して先進諸国では、ケインズ主義的な福祉国家

citizenship)²⁾」を求める論調が定着してきたことを鑑みれば、決してこのような「民主的公共性³⁾」に向けての政治的・倫理的趨勢を等閑視することはできず、むしろそれとどのように向き合うかが真剣に問われてこよう。

ところで、このような民主主義の新たなあり方が模索される中、多くの論者がジョン・デューイの政治思想を再評価するようになってきた⁴⁾。時に「デューイ・ルネッサン

政策が取られてきたが、70年代になると、それは国家機能の肥大化、財政赤字の拡大、経済活動の沈滞化といった問題を招いているとの批判を浴びるようになった。こうした福祉国家政策への批判を背景に、1980年代に先進諸国に相次いで登場した「ネオ・リベラリズム」を標榜する政府は、「小さな政府」を唱え、規制緩和を大胆に行い、市場の自由化を積極的に推進した。一見すれば、市民活動の自由の拡大に思えるこうした政策転換は、その実、市民の個人的観点からすれば、政府の行政権力に企業の権力が置き代わったにすぎず、それは個人を自己利益や私的関心に自閉させ、経済的格差の拡大を招くなどの諸問題を引き起こしていった。しかも、80年代以降のグローバル化の進展は、政府による国民経済の統治を一段と難しくしている。このようなアノミー化（没倫理化）とアパシー化（政治的無関心）を生み出す状況が進む中、先進諸国には、「もはや代議制民主制では肥大化した官僚制国家の問題にも市場経済の貪欲な拝金主義にも十分に対応できないのではないか」といった批判的観測が広まってきた。その一方で、こうした問題状況を打開するための新たな政治の担い手として注目されてきたのが、環境保護、平和、人権といった必ずしも経済的・金銭的利益に結びつかない価値のために行われる社会運動や、発展途上国ないしは紛争地域の人々の生活・医療支援を恒常的に続けている団体などであった。「現代の市民社会論」とは、このような営利を目的としない自発的運動や団体の活動が国家や企業とは独立に行われ、成果を上げている事態を理論化するために立ち現れてきたものと考えられるのである（早川 誠「市民社会と新しいデモクラシー論」川崎修・杉田敦編『現代政治理論』有斐閣、2006年、244-247ページ）。

²⁾ ダーク・マッテンとアンドリュー・クレーンによると、「企業の市民性 (corporate citizenship)」という概念（以下 CC と略す）は、1980年代にアメリカの産業界で使われ始めて以来、グローバルなビジネス社会の言葉に加えられてきた。そして2002年1月の世界経済フォーラムにおいて、巨大多国籍企業34社（コカコーラ、ドイツ銀行、マクドナルド、フィリップスなど）のCEOによる共同声明（「グローバル・コーポレート・シチズンシップ——CEOと取締役にとってのリーダーシップの挑戦」）が発表され、CC概念は広く財界に定着していった。それと並行して、CCに関する学術研究も盛んになってきたが、そこではCCを企業の慈善的な貢献活動の一種あるいはCSRの一環として捉える傾向が強かった。すなわち、CCは、本来政治学的用語である「市民性」概念に立ち返って研究されることなく、企業が「社会的資本」や「名声資本」を築くための「社会的投資」の観点で合理化され、経済的な業績を改善するのに役立つものとして理解されることが多かったのである。マッテン達は、このような見方を問題視し、政治学的視点を取り入れたCC概念の理論的再構成を試みている（Matten, D., and A. Crane, "Corporate Citizenship: Toward an Extended Theoretical Conceptualization", *Academy of Management Review*, Vol. 30, No. 1, 2005, pp. 166-179.）。

³⁾ 齋藤によると、それは「いかなるパースペクティブも排除せず、かついかなるパースペクティブも特権化しない条件のもとで意見の交換が行われる討議の空間」とされる（齋藤純一『政治と複数性』岩波書店、2008年、62ページ）。

⁴⁾ 例えば、アクセル・ホネットは、民主主義を共同体的な協働活動の反省された形式と理解するデューイの民主主義理論を、今日のラディカル民主主義の有力な2つの立場——共和主義（共同体主義）と手続き主義（合理的討議）という2つの対峙する立場——に対する優れた選択肢（合理的討議と民主主義的共同体の統合を志向する第3の道）だと位置づけている（「反省的協働活動としての民主主義——ジョン・デューイと現代の民主主義理論」加藤泰史・日暮雅夫他訳『正義の他者』法政大学出版局、2005年、

ス⁵」とも称されるこの状況を経営学の領野でも名の知れた、社会学者フィリップ・セルズニックは次のように巧みに言い表している。

「かつてアメリカの思想の至高の業績と見なされていたものが、今日再び評価され始めてきたようである。デューイは共同体論的リベラリズム（communitarian liberalism）の偉大な代弁者であった。彼は、自由と社会復興の精神を実際のコミュニティへの責任ある参加という強い義務と結び合わせた。彼の見解によれば、コミュニティは、それが強制なきコミュニケーションを促進する限り、そして集団生活の問題に知性と実験を適用しうる限り、効果的である。デューイの思想の重要な側面は、彼が民主主義とコミュニティとの間に提示した関連性である。彼は、共生を志向する民主主義（communal democracy）——これは彼の用語ではないが彼の思想は多くの論者によってそのように説明されてきた——を構想したのである⁶」。

このように、来るべき民主主義社会のあり方を構想するうえで、デューイの思想は1つの有力な指針になるものとして見直されてきたのである。そうであれば、社会における経営の存在意味を探求する経営倫理学にとっても、彼の政治理論、わけてもそのラディカルな民主主義理論の一端を読み返すことは、一概にアナクロニズムであるとは言い切れず、むしろ民主主義の理想と経営の協働活動との関連性を明瞭にし、公共性にかかれた民主的な経営のあり方を探求するための貴重な手掛かりを提供してくれるかもしれない。本稿では、このような問題意識に立って、彼の民主主義理論を中心に、その政治思想の一端に考察を加えることにしたい。

以下では、大よそ次のような筋道で論を展開することにしよう。まず次節では、デューイの政治思想の輪郭を大まかに押さえるため、彼の代表的な政治学の著書『公衆とその諸問題⁷』を下敷きにして、市場経済とテクノロジーの発展による産業社会の到来が誘発せしめた民主主義の危機、すなわち公共性の衰退に関する彼の見解に目を通すことにする。

309-335ページ）。

⁵ この言回しは、佐藤学「公共圏の政治学——両大戦間のデューイ——」『思想』907号、2000年、19ページ、から借用した。

⁶ Selznick, P., "From Socialism to Communitarianism", in Walzer, M. (ed.), *Toward a Global Civil Society*, Berghahn Books, 1995, p. 129. 川本によれば、デューイの民主主義をリチャード・バーンスタインも "communal democracy" として捉えていたようだ。ちなみに、communal に当てた「共生を志向する」という訳語は、この川本論文に倣った（川本隆史「民主主義と〈私たち〉——ローティ = バーンスタイン論争の諸帰結」『現代思想』1989年11月号、205ページ）。

⁷ Dewey, J., *The Public and Its Problems* (1927), Swallow Press, 1991.

次いで、このような公共的・政治的無関心が蔓延する状況に抗して、彼がいかにして公共性を民主的に建て直そうとしたのか、その方途を概観していくことで、彼が提示した社会的理想としての民主主義とコミュニティとの関連性の意味を探求することにする。そして最後に、このようなデューイの思想を再浮揚させた近時の政治論的情勢が経営の前に立ち現れてきた経緯を瞥見したうえで、それへの対応を迫られる現今の経営にデューイの民主主義理論がどのような視点を提供しうるのか、最近の「経営倫理学の政治学化の動向」とも絡めながら試論的に考察することにしよう。以上の論考を通して、願わくは、来るべき民主的社会の実現に資する経営倫理学の拡充に向けての些少の理論的な視座を提示することにした。

II 産業文明の繁栄と公衆の没落 ——デューイが活写した民主主義の危機——

周知のように、民主主義の問題は、デューイが終生追い求めた重要なテーマの1つであった。彼は、最初期に発表した論考『民主主義の倫理』（1888年）において、「民主主義は、それが市民的でかつ政治的であると同時に産業的になるまでは実在しない」としたうえで、「企業組織が将来、社会的（social）機能を担うことは絶対に必要とされる」と主張した。そこで、民主主義が産業的にならなければならないことの真意は、「経済的ならびに産業的生活はそれ自体倫理的なものであり、人々の間により高次のより完全な一体感を築くことによって人格の実現に寄与すべきものである」というところにあった⁸。このように、彼は早年（20代後半）より、民主主義を「市民－政府－経済の三項関係」で捉えようと腐心していたのである。だがしかし、その後の目ざましい経済的發展とは裏腹に、産業の民主化は遅々として進まず、むしろ産業化の進展が経済的関心に偏った、視野の狭い個人主義を押し広げ、民主主義の危機を誘発しているように彼の目には映った。そして、このような憂慮すべき事態の進行を受け、デューイは晩年（68歳）の1927年に『公衆とその諸問題』を上梓したのである。同書は、当時の都市化と産業化と大衆社会の出現によって公共性が衰退し、それを土台に培養される民主主義が危機に瀕している状況を打開しようという意図を込めて著されたものであった。

そこで本節では、同書で記された民主主義の危機に関する彼の見解に着目することしよう。

⁸ Dewey, J., *The Ethics of Democracy* (1888), in Boydston, J. A. (ed.), *John Dewey: The Early Works*, Vol. 1, Southern Illinois University Press, 1975, p. 246. p. 247. p. 248.

1. 公衆と民主主義

デューイは、『公衆とその諸問題』において、1920年代の未曾有の経済的繁栄に沸き立つアメリカ社会の背後で深まる民主主義の危機を「公衆の没落 (eclipse of the public)」というタームで深刻に捉えている。ここでは、それを概観する前に、迂遠ではあるが、「公衆」概念に関する彼の考え方に暫し触れておこう。

デューイは、「公衆」を定義づけるにあたり、「認知された諸結果からの理論 (theory in terms of perceived consequences)⁹」と呼ばれる行為論の観点からそれに接近する。彼は、「人間の行為は他者に影響を及ぼすものであり、これらの結果のあるものは認知され、こうした認知に伴って、ある結果を確保し他の結果を回避するために行為を規制する努力が生じる¹⁰」という事実から、人間の行為を大きく2つに分けて理解する。その1つは、行為の結果がそれに直接携わる人々に限定される場合であり、その行為は「私的」なものとなる。もう1つは、行為の結果が直接的な関係者を超えて第三者の利害に影響を及ぼす場合であり、それは「公的」な性格をもつことになる。ここで留意すべきは、デューイは「私的」と「公的」とを決して二項対立的に固定しては捉えなかった点である。すなわち、彼は、私的に企てられた行為であっても社会的になりうる場合が普く見られるという事実から、「私的なものと公的なものとの境界線は、規制を要するほど重要な行為の結果の大きさと拡がりに基づいて引かれるべきである¹¹」と主張し、両者の境界線を流動的に捉えようとしたのである。

さて、このように人間の行為が概して公的な性格をもつということは、「さまざまな相互行為の間接的結果によって、その結果についての組織的配慮が必要と思われる程度にまで影響を受ける人々¹²」が存在しうることになる。デューイは、そうした人々の総体を「公衆」と見なすのである。もちろん、公共圏に影響を及ぼしたトランザクションを体系的に規制するには、公衆を代表し、彼／彼女らの利害を見つけて配慮する特定の人々が必要になる。そこで、「個人や集団の相互関連的な行為を規制しようとする方法によって公衆の特殊な利害に配慮する」、これら公衆から選ばれた代表者が、いわゆる「公職者 (officials)」(具体的には「慣習の守護者、立法者、行政官、裁判官など」と呼ばれるものになるの

⁹ Dewey, *The Public and Its Problems*, p. 12.

¹⁰ *Ibid.* ちなみに、レイモンド・ゴイスは、「公的なもの」と「私的なもの」について最大の関心を払った20世紀の哲学者はデューイであり、彼の説明以上にうまい説明を見出すことはほとんど不可能である、と評している (Geuss, R., *Public Goods, Private Goods*, Princeton University Press, 2001. 山岡龍一訳『公と私の系譜学』岩波書店、2004年、80ページ)。

¹¹ *Ibid.*, p. 15. 歴史的事例として、19世紀末以降の私企業の巨大化に伴うその経済活動への公的規制があげられる。

¹² *Ibid.*, pp. 15-16.

だ¹³。このように、公衆間の「協同関係 (association)」が織り成す公共圏には政治的機構が組み込まれ、そこには一種の統治なるものが生まれることになる。こうして、「公衆は1つの政治的国家¹⁴」を形成するのである。このように、デューイによれば、民主主義国家とは、「その構成員によって共有された利害を保護するために公職者を通じて作り出された公衆の組織¹⁵」ということになる。こうした観点に立てば、ある特定の国家がどの程度良いものであるかを定める1つの尺度は、「公衆の組織化が達成されている度合い、ならびに公職者が公共利益に配慮する機能を果たすよう構成されている度合い」に求められることになる¹⁶。このように、公衆は、民主主義国家の形成において決定的に重要な役割を果たすのである。

さて、ここでセルズニックの指摘に倣い¹⁷、デューイが民主主義を「社会的理想 (social idea) としての民主主義」と「統治制度としての政治的民主主義」という2つの意味で捉えていたことに留意しておこう。このように捉えることによって、彼は、両者を混同して、民主主義の概念を統治形態としての意味に縮減し、その社会的理想としての側面を見落とさないよう戒めたのである。彼にあっては、統治形態としての民主主義が挫折したからと言って、社会的理想としての民主主義までも否定することは無意味なことに思えたのだ。もっとも、両者は、概念的に区別されうるとはいえ、「社会のあらゆる領域で追求されるべき包括的な理想としての民主主義を実現するための手段として政治的民主主義は存在する」という様式で、相互に関連し合っている¹⁸。その意味で、公衆は、社会的理想として

¹³ *Ibid.*, p. 35. デューイは、これら公職者の職務の遂行に必要な建造物、財産、基金、その他の物的資源が「公共財産 = 国家 (*res publica*, common-wealth)」である、と述べている (p. 16)。

¹⁴ *Ibid.*

¹⁵ *Ibid.*, p.33. デューイにあっては、超越的で絶対的な国家が君臨し、それが公衆に対して公共性の内容を上から一方的に規定するのではなく、あるトランザクションの派生的影響を契機に形成される公衆の具体的な活動がその協力関係を通して公共性を形成し、それを保護するために国家が要請されるのである。佐藤も同主旨のことを次のように述べている。「国家があつて公共圏が形成され公衆の個々人の行為が認可されたり統制されたりするのではない。公衆の個々人の活動がその協同的な交渉をとおして公共圏を構成し、その公共圏を擁護し保護する国家を要請しているのである」(佐藤「前掲論文」28ページ)、と。もちろん、公共性の内容は公衆の絶えざる相互作用によって新たに編み直されるわけであるから、畢竟、こうした公衆による政治以前の社会的相互作用がそこに変革をもたらすことになる。

¹⁶ Cf. *Ibid.* だからと言って、それに従えば良き国家が必ず叶うといった確実なア・プリオリな法則などありえない、とデューイは釘を刺している。彼にあっては、国家の形成は1つの実験過程であり、絶えざる試行錯誤を含む未完の探究過程なのである。

¹⁷ Selznick, P., *The Moral Commonwealth: Social Theory and the Promise of Community*, University of California Press, 1992, p. 502.

¹⁸ Cf. Dewey, *The Publics and Its Problems*, p. 143. このように、デューイにとって、社会的理想としての民主主義は、究極的な価値意識であり、確たる信念なのである。彼は言う。「1つの理想として見れば、民主主義は協同生活の原理以外の何ものでもない。民主主義はコミュニティの生活そのものの理想である。……共生的な生活の明確な意識は、そのあらゆる意味において民主主義の理想を構成する

の民主主義を実現する主体として、政治的民主主義に積極的に参加しなければならないのである¹⁹。

このように、公衆は本来、民主主義の実現と発展にとって必要欠くべからざる存在であるのだ。にもかかわらず、デューイの目には、当時の産業化と都市化の著しい進展による消費社会の出現は「公衆の没落」を招いているように映った。それは、言うまでもなく「民主主義の危機」をも意味している。では、彼は、この深刻な事態をどのように受け止め、描写したのであろうか。概観することにして。

2. 産業化の進展と「公衆の没落」——民主主義の危機

デューイによると、産業化の進展とともに「生産と販売に応用された新しいテクノロジーは1つの社会的な革命をもたらす²⁰」ことになり、公衆のあり様を劇的に変化させることになった。すなわち、人々は、これまでの「面識的 (face-to-face)」と名づけられたカテゴリーに属する地域的・近隣の・可視的な「協同生活 (associated life)」の領域を遥かに超えた、広範な非人格的な人間関係の中に埋没するようになったのである。デューイは、このような「機械力と広範な非人格的組織体が物事の枠組みを決めていく」、「人間関係の新しい時代」を政治社会学者グラハム・ウォーラスの言葉を借りて「巨大な社会 (Great Society)」と呼んだ²¹。すなわち、『『非人間的な巨大企業、組織体 (great impersonal concerns, organizations)』の発展が今や全人の思考と意志と行動に広く影響を及ぼし、『人間関係の新しい時代 (new era of human relationship)』を先導するようになってきた²²』ことを看取したのである。

ところで、このように巨大化した産業社会の下では、人々の相互行為がこれまで以上に広範な派生的影響を及ぼしうるので、そうした行為に規制を加える必要性を国家に求める圧力が必然的に強くなる。こうした政治的要求の増大が「国家統治を民主化させる大きな力」になっていった²³。また、鉄道、郵便、電信電話の普及によるコミュニケーション手段の高度な発達、情報の迅速かつ広範な伝達を可能にし、「普通選挙制 (popular

のである」(pp. 148-149)。

¹⁹ これは、公衆の参加がなくとも有能な公職者がいれば政治的民主主義は可能であるという当時のエリート主義の政治理論への対抗と読み取ることができる。デューイは、公職者の権力乱用を抑止し統制するために、また公衆の主體的自由の原理を擁護するためにも、公衆の政治的参加が不可欠であると考えたのである。

²⁰ Dewey, *The Public and Its Problems*, p. 98.

²¹ Cf. *Ibid.*, pp. 96-97.

²² *Ibid.*, p. 107.

²³ Cf. *Ibid.*, p. 98.

franchise)」を実現させる物理的条件を提供することにもなった。こうして見ると、テクノロジーの高度化による産業化の進展には、政治的民主主義の発展を促進する一面があったことは確かである。だが同時に、そこには民主主義を危機的状況に追いやる病的な側面も含まれていた。すなわち、「民主的統治形態、普通選挙権、多数投票による執行者と立法者の選出を実現した力が、同時にまた包括的で友愛的に結合した公衆の真の道具としての政府の有用性を求める社会的・人間的理想を廃絶する条件をも生み出してしまった²⁴」のである。デューイは、ここに注目し、巨大な産業社会が引き起こしたこのネガティブな帰結を「公衆の没落²⁵」と呼び、深刻に受け止めたのである。彼は、この事態について次のように略述している。

「共同的で相互作用的な行動の間接的で広範で永続的で重要な諸結果が、これらの諸結果を規制することに共通の関心を抱く公衆を生じさせる。しかし、機械時代は間接的諸結果の範囲を著しく拡大し多様化し激化し複雑化したため、また行動における巨大で統合された結合をコミュニティの基礎よりもむしろ非人格的な基礎の上に形成したため、結果として生じた公衆は自己を確認し識別できないでいる。……公衆の観念が没落したことについてのわれわれの考え方は、このようなものである²⁶」。

では、この機械時代と称される「巨大な社会」で生じた、どのような現象が「公衆の没落」を招いたのであろうか。デューイは、次のような諸点をあげている。

まず、公衆の前に現れた公共的・政治的問題があまりにも広範かつ複雑になり、そこに含まれる技術的な事柄が著しく専門化され、その細部が甚だ多様で変化しやすくなったことがあげられる。そのため、公衆は「特定の争点と自分自身とを関係づける能力」をもつことができず、雑多な情報の洪水の中で「思考停止と行動麻痺」を伴う無力感に陥るよう

²⁴ *Ibid.*, p. 109. 続けてデューイは次のように述べている。「『人間社会の新しい時代』は、それに値する政治的機関をもっていない。民主的公衆は、概して未だ不完全で、未組織な状態にある」(*Ibid.*)、と。

²⁵ *Ibid.*, p. 110. デューイは、その状況について次のように活写している。「政府は、…明らかにわれわれの身近にある。立法部は、贅沢なほど多くの法律を作っている。……しかし、これらの公職者が代表していると考えられる公衆はどこにいるのか。それは地理的名称や公職者の称号を意味するだけではないのか。……おそらく、われわれの政治的な『常識』哲学は、公職者の行動を支持し実体化するためにのみ公衆を用いる。かくして、われわれは、公衆がいない場合に、どうして公職者は公衆の役人たりうるのかと絶望的に問うのである。……貴重な権利を行使する有権者の数は、その使用を認められた人々の数に比例して不断に減少しつつある。……ある少数の人々は一切の政治的無力さを説き、多数の人々は無頓着に政治的禁欲を実行しながら直接的関係のない行動に耽っている」(pp. 116-117)。

²⁶ *Ibid.*, p. 126.

になったのである²⁷。

また、産業化の進展によって公共的・政治的問題への注意をそらすような関心事が増大し多様化したこと、特に市場経済の拡大により自己利益の追求をめざす経済的関心が蔓延したことや、安価な大衆娯楽が氾濫したことが指摘される。これら公共的利害に対する対抗的関心の増大と多様化（市場の拡大と娯楽の氾濫による生活の私事化）は、私的領域に本来内在するはずの公共性を忘却させ、自ずと公衆の政治的無関心を促進する役割を果たすことになってしまった²⁸。

さらに、産業社会が「流動的で変動的」な社会生活を創出したことがあげられる。「農村から都市への移動」に典型的に見られる「社会生活の間断なき流動性」は、親密な愛着に充ちた地域社会や家族生活の絆を解体し、結果的に公衆を人格的統合不可能な不安定な状態に追いやった。当然、そこでは持続的な公共的・政治的関心など培われにくい。このように、社会の流動性の加速化は、不安定な社会的関係の中で公衆が自己を識別することを甚だ難しくしていったのである²⁹。

以上のように、デューイは、産業化に伴う大企業組織と市場経済を基礎とする「巨大な社会」の出現が公衆の成立基盤である協同生活を解体するような社会的大変動をもたらしたところに、公衆が没落（公共性が後退）していく原因を見出した。要点を抜書きすれば、概ね次のようになろう。政治的問題の複雑化と拡散化は国家機能（国家による政治的介入）の肥大化やテクノクラートによる政治支配を生み出す一方で、公衆の政治への無力感・無関心を醸成していく。また、脱政治化した公衆は、膨張した市場経済の中で自己利益をひたすら追求する個人主義的な生き方に重きを置くようになる。さらに、社会的流動性の加速化は、公衆の拡散化を招いていく。こうして、公共的・政治的関心を失った公衆は大衆へと転化し、政治的民主主義は形骸化していく。その帰結として、「公私の乖離」といった深刻な事態が生じてきたわけだ。

言うまでもなく、この公私の乖離は、国家と個人の間領域に成立する公共圏の空洞化を意味する。デューイにとって、本来、公共圏は社会的活動の派生的影響を受けた公衆の協働によって構成されるものであり、民主主義を鍛錬する公共の場であると考えられたので、公衆の没落による公共圏の空洞化は民主主義そのものの危機を意味することにほかならなかった。こうして見ると、後年、彼が「貨幣文化」の下で進行する大企業と金融資本

²⁷ Cf. *Ibid.*, pp. 134-137. これは投票率の低下に端的に表れている。アメリカでは、1870年代から1880年代の選挙では有権者の投票率は80%以上に達していたのに、1920年代には50%台にまで落ち込んでいた。

²⁸ Cf. *Ibid.*, pp. 137-139.

²⁹ Cf. *Ibid.*, pp. 139-141. アメリカでは、1920年を境に都市人口は農村人口を上回るようになった。

による政治支配を「ブルジョア民主主義」として厳しく批判したのも³⁰、またカール・ポランニーの論文「時代遅れの市場志向」を高く評価したのも³¹、容易に首肯できよう。彼にあっては、当時の社会の分断化による「公衆の没落」に抗して、万人に開かれた「民主的な公共性 (democratic public)」を立て直すことこそが本質的で急務な知的課題であったのである³²。

以上が、デューイが1920年代のアメリカ産業社会に見た「公衆の没落」の概要である。では、彼は、こうした憂慮すべき事態を改善するために、どのような方法を提示したのであろうか。それは端的に言えば、上述した「巨大な社会 (Great Society)」を「偉大なコミュニティ (Great Community)」に転換すること³³、すなわち産業化と都市化の進展によって弱体化したコミュニティを民主的に蘇生することによって、公共的空間を再生する方途を探求していこうというものであった³⁴。次節では、その内容に目を通すことで、彼が構想

³⁰ Cf. Dewey, J., "Democracy Is Radical (1937)", in Boydston, J. A. (ed.), *John Dewey: The Later Works*, Vol. 11, Southern Illinois University Press, 1991, p. 296.

³¹ このことは、産業主義と市場経済の膨張が個人を孤立させ、民主主義社会を分断させる危険性があることをデューイが見抜いていたことを示す端的な証左であると言えよう。Dewey, J., "Comment on Bell and Polanyi (1947)", in Boydston, J.A. (ed.), *John Dewey: The Later Works*, Vol. 15, Southern Illinois University Press, 1991, p. 361. その中でデューイは、「ダニエル・ベルの論文「人間を機械に適合させること ("Adjusting Men to Machines", *Commentary*, Vo. 3, 1947.)」は、私の目には実際新たに時代を開くものに映る。また、カール・ポランニーの「時代遅れの市場志向」(Polanyi, K., "Our Obsolete Market Mentality: Civilization Must Find a New Thought Pattern", *Commentary*, Vol. 3, 1947. 「時代遅れの市場志向」玉野井芳郎・平野健一郎編訳『経済の文明史』筑摩書房、2003年、49-79ページ)は彼の主著『大転換 (*The Great Transformation*, 1944.)』——私はそれを読んだとき、過去150年における重要な歴史的的事象に関する私の知る限り最も啓発的な著作であると確信した——の価値ある続編である」といったコメントを寄せている。また、別の論文の中で次のようにポランニーを評している。「一方の「個人主義的」運動が同じくもう一方の「社会主義的」運動にどのようにして流れるか詳述するには一冊を要しよう。私は、この問題について何よりもポランニーの『大転換』から学んだ。同書は、「個人主義」の支配的な学説によって正当化されてきた政策が、崩壊に瀕する人間の利益の防衛と保護を確保するための特殊な法的・行政的措置を要するほどの悪をどれほど相次いで生み出してきたか、を詳述している」(Dewey, J., "The Crisis in Human History: The Danger of the Retreat to Individualism (1946)", in *Ibid.*, p. 215)。

³² Cf. Dewey, *The Public and Its Problems.*, p. 126.

³³ Cf. *Ibid.*, p. 142. 佐藤によると、デューイの言う「コミュニティ (共同体)」とは「共通のもの (the common) = 公共的なもの」を共有し「コミュニケーション」によって結合された人と人の絆であり、その「コミュニケーション」の空間が公共圏なのである (佐藤「前掲論文」31ページ)。

³⁴ それは、当時の有力な考え方であったウォルター・リップマンの所説に対する反論でもあった。リップマンは、1925年の『幻の公衆 (*The Phantom Public*)』の中で、規範的意識をもった公衆がもはや幻影となった社会では、公衆による統治を断念し、内部事情に精通した専門家集団 (テクノクラートやエキスパート) に政治的統治を委ねるべきである、と主張した。デューイは、このようなエリート主義的な見方には、人民の政治への参加を遮断する危険性、つまり公共圏を人民から閉ざしてしまうリスクがあることを察知し、それとは袂を分かち独自の処方箋を講じたのである (ちなみに、「リップマン vs. デューイ論争」については、山脇『前掲書』184-189ページに簡潔に纏められているので参照

した民主主義理論の要点を掴むことにしよう。

Ⅲ 民主主義の危機に抗して

——創造的協働活動としての民主主義に向けて——

1. コミュニティの民主的再生を求めて

(1) 民主主義的理想とコミュニティとの関連性

前述したように、デューイは、民主主義を単に政治的次元で捉えただけでなく、1つの社会的理想として捉えようとした。彼が唱える「偉大なコミュニティ」とは、この「民主主義的理想(the democratic idea)」との関連で把握されなければならない。彼は言う。「現存する未完成な公衆が民主的に機能しうる諸条件を探求するに際して、われわれは普遍的で社会的な意味での民主主義的理想の本質に関する主張から始めることができよう³⁵⁾、と。

では、デューイが考える民主主義的理想とは、いかなるものなのか。それは「個人の立場からは、彼が属する集団の活動を形成し方向づけるにあたって、彼の能力に応じて責任ある参加を行うこと、ならびに必要なに応じて集団が支持する価値を共有することのうちにある。また集団の立場からは、それは公共の利害や公益との調和(harmony with interests and goods which are common)を保ちながら、集団構成員の潜在的能力の解放を要求する³⁶⁾」ことである。ここに、彼の唱える民主主義の倫理的要請の核心——自己実現と社会的善の統合に関する共同体論的見解——を見て取れよう。さて、ここで留意すべきは、「すべての個人は同時に多数の集団構成員であるから、こうした要件は、異なる諸集団が他の諸集団と柔軟かつ十分に関連して互いに作用しない限り、決して充足されえない³⁷⁾」ということである。それゆえ、他の諸集団との相互行為を遮断した孤立した集団は、伝達され共有されうる多種多様な関心が存在せず、構成員の「統合的人格の充実性(fullness of integrated personality)」を達成することができないので、民主主義の要件を充たしているとは言えないのである。この点について、デューイは簡単な例をあげながら次のように述べている。

されたい)。

³⁵⁾ Dewey, *The Public and Its Problems*, p.147.

³⁶⁾ *Ibid.*

³⁷⁾ *Ibid.*

「盗賊団の構成員は、この集団への帰属性と両立できるような仕方での自分の諸能力を表すことができ、またその仲間と共通の利害に導かれることができる。しかし、彼がそのように振舞えるためには、必ず他の集団に所属したときにだけ実現しようとするような自分の能力を抑圧するという代償を支払うのである。盗賊団は他の諸集団と柔軟に相互行為できない。彼らは自らを孤立させることによってのみ行為できる。彼らは隔離状態にあって利害を限定し、それ以外の利害の追求はすべて断念せざるをえない。だが、良き市民 (a good citizen) というものは、家庭生活、企業、学術団体、芸術団体への参加を通じて、政治集団の構成員として自分の行為を豊かにするとともに豊かにされるということに気づく。そこには自由なやりとり (give-and-take) がある。つまり、さまざまな集団相互の反発や誘引が強まり、諸集団の価値が調和するので、統合的人格の充実を達成することができるのである³⁸⁾」。

このような記述から推察するに、デューイにとっての民主主義とは、1つの理想的な社会的生活様式であり、諸個人がさまざまな社会集団、コミュニティとの間に形成する重層的で複合的な相互関係の中で公共善との調和をめざしながら人格向上に努めていくような生き方である、と理解することができよう。このように、民主主義的理想は、多様な人々が共に生きる「協同生活」の行動原理であるがゆえに、「コミュニティの生活そのものの理想なのである³⁹⁾。別言すれば、コミュニティの「共生的生活 (communal life)」から切り離された民主主義的理想など、空虚な抽象的観念にすぎないわけだ。彼によれば、フランス革命の民主主義のスローガンである「友愛・自由・平等」でさえ、この共生的生活から遊離された場合には常軌を逸したものになる⁴⁰⁾。ここに、デューイがコミュニティや社会集団のあり方を民主主義的理想との関連で問い直そうとしたことの意味——セルズニックが評価した側面——を見て取ることができよう。要するに、彼が構想した「偉大なコミュニティ」とは、多元的であるが相対主義的ではない——多様な価値をもつ個人が協力

³⁸⁾ *Ibid.*, pp. 147-148.

³⁹⁾ *Ibid.*, p. 148.

⁴⁰⁾ 「その場合、平等は事実を反した実現不可能な機械的同一化の信条になる。……自由は社会的紐帯から独立することだと理解され、解体と無秩序がその帰結となる。……友愛の観念は、民主主義を『個人主義』と同一視する動向においては無視されるか感傷的に付加された常套句になる」(*Ibid.*, pp. 149-150.)、と。デューイによれば、これらの観念は、共生的経験と関連づけられることによってのみ、以下のように正しく理解されることになる。すなわち、「友愛は、万人が参加し、しかも各自の行為に方向づけを与えてくれる協同関係から生まれる善を自覚的に評価することの別名である。自由は、他者との豊かで多様な協同関係の中でのみ生じる個人の潜在的能力の解放と実現を確保することである。……平等は、コミュニティの個々の成員が協同行為の結果から得る偏見のない分け前を意味する」(p. 150.)。

的に相互作用しうる——、開放性と寛容性を前提とした「民主主義的な諸コミュニティ (democratic communities)」の総体にほかならないのである。

このように、巨大な産業社会の出現によってもたらされた「公共性の衰退」状況を改善するためにデューイが提言した方途は、民主主義的理想を追求しうるコミュニティや社会集団を構築していくことで、その構築過程に関わる多くの人々の人格と公共意識を向上させ、そうすることによって没落した「公衆」の甦生を図ろうとする試みであった、と捉えられよう。彼にあっては、「偉大なコミュニティ」とは、「不断に拡大し複雑に分岐する協同的活動 (associated activity) の諸結果が文字通り十全な意味で認知され、その結果、組織立った知性的な公衆 (organized, articulate Public) が出現してくる社会である⁴¹」。だからこそ、コミュニティは、公共的な事柄に関して、さまざまな意見や価値観を有する異質な人々が「協同的活動」を通じて、意味の共有化を図っていく公共的空間として創出されなければならない、ひいては民主的な公衆が鍛錬され育成されうる場でなければならないのである。

では、そのためには、どのような条件が求められるのであろうか。彼の見解を追ってみよう。

(2) 民主主義的コミュニティの条件——偉大なコミュニティの実現に向けて

デューイによれば、まず何よりも、そこでは、公共的問題に関する十分な公開性と表現の自由を前提とした、「社会的探究 (social inquiry) の自由⁴²」が保証されていなければならない。なぜなら、当面する公共的問題に関して異質な人々が連携し、互いの利害関心の意味を理解し合い、関心を共有していく、このような社会的・協働的探究がなければ、コミュニティには「公共的意見 = 公論 (public opinion)」など決して形成されえないからである。このように、「公共的問題に関する見解と信念は、有効かつ組織的な探究を前提条件⁴³」としなければならないのである。さて、ここで付言すべきは、公共的意見は「未来についての予見を含んでおり、可能性の予測には常に含まれる判断の誤謬に陥ることを免れない⁴⁴」ということである。したがって、このような公共的意見を導出する社会的探究は、「ある種の終局性や永続性」を求める絶対主義的・ドグマ的な態度ではなく、可謬主義に

⁴¹ *Ibid.*, p. 184. この文脈からも見て取れるように、デューイの狙いは、「相互依存的活動の諸結果に含まれる真に共有された利害が欲求と努力を導き、それによって行動を方向づけるような意味のコミュニケーション」(p. 155.) の空間としてコミュニティを創出することなのである。

⁴² *Ibid.*, p. 166.

⁴³ *Ibid.*, p. 177. デューイは続けて次のように述べている。「躍動しているエネルギーを発見し、それを相互作用の複雑な絡み合いを介してその結果にまで追跡する方法がないならば、公共的見解として通用しているものも、真の公共性というよりもむしろその軽蔑的な意味における『意見』であろう」。

⁴⁴ *Ibid.*, p. 178.

立脚した「実験的 (experimental)」態度で臨まなければならない。その意味で、ここでは「実験的探究の論理⁴⁵⁾」が要請されるのである。

また、このような公共的意見をアクチュアルに形成するには、「論議・討議・説得の条件と方法」を改善し、探究とその結果を伝播する過程をより一層解放する必要がある⁴⁶⁾。そのためには、公職者やマス・メディアといった「専門家 (experts)」が公共的判断の基礎となる十分な情報を持たない人々に対して依拠すべき事実的データを発見し、正確に知らせることによって、公衆の「社会的知性 (social intelligence)」の向上に寄与することが重要である⁴⁷⁾。というのも、それにより、人々の「公共的知識の潮流 (currents of public knowledge)」が高まり、公共的空間の活性化が実現されうると期待されるからである⁴⁸⁾。

もっとも、いくらマス・メディアが高度に発達し、専門家の情報解析技術が向上しようとも、それらはあくまで「真の公衆を創造するための前提条件」にすぎない。デューイにとって、公共的意見の形成を担う公衆は、もっぱら親密な面識的關係からなるローカルなコミュニティの中で培養されうるのである⁴⁹⁾。彼は言う。「コミュニティの知的資源の累積と伝達

⁴⁵⁾ デューイによると、実験的探究の論理には次の2つの要素が含まれる。「第1に、何らかの体系的知識に不可欠な概念、一般的原則、理論、弁証法的展開が探究の道具として形成され、検証されるべきだということ。第2に、社会的行動のための政策や提案は硬直的に固執されたり実行されたりする計画としてではなく、作業仮説として扱われるべきだということである」(*Ibid.*, pp. 202-203.)。そして、「それらが実験的であるのは、それらが実行に移されたときに伴う諸結果についての不断の十分に準備された観察に服するものと考えられ、また観察された諸結果に基づく迅速で柔軟な修正に服するものと考えられるという意味においてである」(p. 203.)。ちなみに、ネオ・プラグマティズムの泰斗ヒラリー・パトナムは、このようなデューイの探究観を「探究の民主主義化 (the democratization of inquiry)」——協働的探究と自由なコミュニケーションを用いた仮説、検証、実験からなる科学的手法——と呼んでいる (Putnam, H., *Pragmatism: An Open Question*, Blackwell, 1995, p. 73.)。パトナムによると、「パースとジェームズとデューイが民主主義的に行われた探究を信頼すべきであると述べてきた理由は、それが無謬であるからではなく、われわれの手続きが探究過程そのものを通じてどこで・どのようにして修正される必要があるかを見出しうる仕方であるからなのである」(p. 74.)。

⁴⁶⁾ Cf. *Ibid.*, p. 208.

⁴⁷⁾ これに関連して、デューイは次のように述べている。「現在の重大な障害は、良い判断をするためのデータが欠如していることである。……秘密、先入見、偏見、虚報、宣伝が純然たる無知とともに探究と公開性に置き換えられるまでは、民衆の既存の知性が社会的諸政策の判断にとってどれほど適切でありうるかについて、われわれは語る術がない」(*Ibid.*, p. 209.)。

⁴⁸⁾ Cf. *Ibid.*, pp. 209-210. デューイは、さらにここで、「芸術 (art)」の果たす役割の重要性も指摘している。彼によると、芸術とは、因習化され形式化された意識の外殻を突き破り、「生活のより深いレベルに接する手段」であるがゆえに、「文筆表現に携わる芸術家を解放することは、社会的探究を解放することと同様に、公共的事柄に関する妥当な見解を望ましい形で創り出すための前提条件」(p. 183.)なのである。要するに、真の芸術的表現は人間の魂を揺さぶる力を有しているので、デューイはそれを社会的探究の成果の伝播と結びつけることによって、民衆の政治的行動の活性化を図ろうとしたわけだ。彼は言う。民主主義は「自由な社会的探究が豊かで感動的なコミュニケーションの芸術と固く結びつけられるときに極致に達しうるのである」(p. 184.)、と。

⁴⁹⁾ Cf. *Ibid.*, pp. 217-218. デューイは次のように述べている。「……民主主義的コミュニティと知性的な民

による個人の理解力と判断力の拡大・強化は、……ローカルなコミュニティにおける直接的接触の関係においてのみ達成されうる⁵⁰」のである、と。その際、特に強調されるのが「対話（dialogue）」であり、他者の言葉に「傾聴する（hearing）」行為である。この直接的な対話には、「文書化された言語で固定され凍結された言葉には無い、躍動的な意味⁵¹」が含まれている。また、「聴覚と躍動的で外向的な思考や情動との結びつきは、視覚とそれらとの結びつきよりも遥かに緊密で多様性に富んでいる。見ることは傍観者（spectator）であり、傾聴することは参加者（participator）であるのだ⁵²」。このように、公衆の「社会的知性」は、これら面識的な協働関係におけるコミュニケーション（対話や傾聴）によって醸成されるのであり、その自由に伸び広がる性質が公共的意見に現実味を付与することになるのである⁵³。おそらく、こうした彼の主張の背景には、マス・メディアや専門家を通じての公共的な言論空間は、公衆にとって外在的で一方的な伝達経路になりがちであり、それゆえ、公衆は傍観者的な立場に止まりやすくなるといった懸念が働いたものと推察される。ともあれ、「民主主義は我が家（home）から始まらなければならず、その我が家は隣人たちからなるコミュニティにほかならない⁵⁴」と言われるように、公衆の実践的行動の空間や基盤はあくまでもローカルな日常的なものであるというのが、デューイの基本的スタンスなのである。

以上のように、巨大な産業社会の出現によってもたらされた「公衆の没落」に抗して、デューイが『公衆とその諸問題』において提示した代替案は、端的に言えば、ローカルで親密な中間的コミュニティにおける協働的探究やコミュニケーションに公共性を回復する方法を求めることによって、個人と社会の相互成長を主軸とする民主主義的理想の実現に向けて多様な諸個人が自由に参加しうる公共圏（公共的意見の形成の場）を再生しているというものであった。ところで、このような社会的理想としての民主主義を実現す

主的公衆を生み出すためのこの特殊な条件に関する考察は、われわれを主知的方法の問題から実践的手続きの問題へと向かわせる。しかし、2つの問題は無関係ではない。広く流布した新時代を画する知性を確保するという課題は、ローカルな共生的生活が現実化される程度に応じてのみ解決されうるのである」（*Ibid.*）。

⁵⁰ *Ibid.*, p. 218.

⁵¹ *Ibid.* デューイは、続けて次のように述べている。「論理は、その遂行において論理という言葉の原初的意味、つまり対話へと立ち返る。伝達されず共有されず表現において再生もされない観念は独白（soliloquy）にしかすぎず、独白は半端で不完全な思考にすぎない。それは、物質的富の獲得と同じく、協同的努力と交換によって創造された富を私的な目的に流用することを意味する」（*Ibid.*）。

⁵² *Ibid.*, pp. 218-219.

⁵³ Cf. *Ibid.*, p. 219. おそらく、こうした彼の主張の背景には、マス・メディアや専門家を通じての公共的な言論空間は、公衆にとって外在的で一方的な伝達経路になりがちであり、それゆえ公衆は傍観者的な立場に止まりやすくなるといった懸念が働いたものと考えられる。

⁵⁴ *Ibid.*, p. 213.

るための道筋を、「政治以前の具体的生活の場」としてのコミュニティの協働活動に積極的に見出そうとするデューイの主張は、後年「生き方としての民主主義（democracy as a way of life）」という考え方に収斂していく。そこで次に、これまでの考察を補足する意味で、この彼の見解に一瞥を加えることにしよう。

2. 生き方としての民主主義——デューイの「創造的民主主義」の要点

デューイにとって、「生き方としての民主主義の基本は、人間の共同生活（the living of men together）を律する価値の形成にあらゆる成人が参加するのを求めることと表現できる。それは、社会的福祉全般と個人としての人間の十全なる発展との双方の観点から必要とされるもの⁵⁵」であり、上述した民主主義的理想の観念と通底するものと考えられる。ところで、このようなデューイの想念が端的にまとめられたエッセイとして「創造的民主主義⁵⁶」という小論がある。ここでは、それに目を通すことで、彼が唱える社会的理想としての民主主義の理解をもう少し深めることにしたい。

「創造的民主主義」は、1930年代後半、世界各地に全体主義やファシズムが台頭し、民主主義的自由が抑圧されていく危機的状況において執筆されたものである。このような状況の中で民主主義を擁護していくには、単に外在的な政治的制度に依拠するよりも、むしろ社会的理想としての民主主義の創造に向けて、各人が主体的な自発性をもって参画しようという強い意志を保持することが不可欠であるように、デューイには思えた。「創造的民主主義」は、こうした彼の思い——個々人の主体的な態度決定とそれに伴う責任の重要性を強調し、そのような各人の行動様式を通して民主主義をラディカルに創造・再創造していこうという確信——が色濃く反映された形で綴られている⁵⁷。彼は、そこで、「個人の

⁵⁵ Dewey, J., "Democracy and Educational Administration (1937)", in Boydston, J. A. (ed.), *John Dewey: The Later Works*, Vol. 11, Southern Illinois University Press, 1991, pp. 217-218.

⁵⁶ Dewey, J., "Creative Democracy—The Task Before Us (1939)", in Boydston, J. A. (ed.), *John Dewey: The Later Works*, Vol.14, Southern Illinois University Press, 1991. これは元々、デューイの80歳の誕生日を祝して1939年10月20日ニューヨークで催されたカンファレンスのために用意されたペーパーであった。ちなみに、高名なネオ・プラグマティズムの哲学者リチャード・バーンスタインは、この小論を高く評価し、オマーージュ論文を捧げている (Bernstein, R., "Creative Democracy—The Task Still Before Us (1986)", in Davaney, S. G., and W. G. Frisina (eds.), *The Pragmatic Century*, State University of New York Press, 2006, pp. 191-203.)。

⁵⁷ やや長文にはなるが、そこから彼の心情が鮮明に表れている一文を引用しておこう。「いずれにせよ、ここで私が言いたいことは、われわれが今や熟慮して固い決意をもって民主主義なるものを再創造しなければならないときであるということである。……創意に富む努力や創造的な活動によってのみ課題が達成されうることを私が強調するのは、現在の危機の深刻さがかなりの部分、あたかも民主主義がそれ自体で自動的に永続するものであるかのように、長い間われわれが振る舞ってきたという事実にある。まるでそれは、祖先が政治における永久運動の問題を解決する機械を組み立てたかのようで

中に人格的な態度を創造しうる」生き方としての民主主義を規制する「信念 (faith)」について考察を加え、以下の3つの論点をあげている。

まず第1にあげられるのは、「人間の諸可能性に対する効果的な信念」である。それは人種、肌の色、性、出生、家柄、富のいかんにかかわらず、あらゆる人々を平等に扱うことを意味する⁵⁸。デューイによれば、このような「人間の平等に対する民主的な信念とは、各人がその個人的な財産の分量とは関係なく、各人が有する才能をあらゆる他者と平等に発展させる機会をもつ権利を有すると信じること⁵⁹」なのである。

第2に、生き方としての民主主義は、「適切な条件が与えられた場合の知性的な判断と行為のための能力に対する信念」によって規制されなければならない⁶⁰。つまり、それは、各人における探究を通じた社会的知性に基づく行動の可能性に対する信念を表明したものにほかならない。デューイにあつては、「自由な探究、自由な集会、自由なコミュニケーションを実際に保証することによって獲得された事実や意見をめぐる自由な活動に対して、共通感覚 (commonsense) に基づいて対応する一般人 (common man) の知的能力に対する信念を無視して、諮問、協議、説得、討議の役割における、ましてや長期的には自己修正的である公共的意見の形成における民主主義の信念⁶¹」について語ることなど、到底容

ある。……最近になって、これでは不十分であり、民主主義とは生き方であるという声が増え、頻繁に聞こえるようになってきた。このような言い方は基本的に立ち返るものである。だが、私には、古い考え方にある何か外在的なものが新しいより良い言明に付着していないとは言い切れないように思われる。とにかく、この外在的な考え方を避けることができるのは、民主主義とは個人の生き方であることを、われわれが思考と行為において実感する場合に限られるのだ。……個々人の生き方としての民主主義 (Democracy as a personal, an individual, way of life) は、……ひとたび活用されれば、古い考え方に新たな実践的意味を提供する。……それは、民主主義の現在の強力な敵に首尾よく対抗しうるのは個人の中に人格的な態度を創造することによってのみであることを意味するのである」(Ibid., pp. 225-226.)。

⁵⁸ Cf. *Ibid.*, p. 226.

⁵⁹ *Ibid.*, pp. 226-227.

⁶⁰ Cf. *Ibid.*, p. 227.

⁶¹ *Ibid.* デューイはさらに、民主主義の中核的かつ究極的な保証は、「日常のニュースで読んだことを論じるために街角で隣人が自由に集まることや、自由に会話し合うために友人同士が集まること」にあるとしたうえで、人種、肌の色、富、文化の程度などの差異による中傷や、宗教や政治に関する意見の相違に基づく不寛容は「民主的な生き方への反逆」であると厳しく指弾する。なぜなら、自由と十全なコミュニケーションを禁じるあらゆるものは、人間を「相反するセクトや分派に分類し、それによって民主主義的な生き方を侵食する障壁を築く」からだ。彼は、次のように述べている。「信仰の自由、表現の自由、集会の自由といった市民の自由が単に法的に保証されていても、日常生活におけるコミュニケーションの自由、着想・事実・経験の対等なやり取りが相互の猜疑、悪口、恐怖、嫌悪で阻まれるなら、ほとんど役に立たない。これらの事柄は、個々の人間の精神の中に嫌悪、猜疑心、不寛容を巧みに育む場合に限り有効である——全体主義的国家が例示するような——公然たる強制よりもっと効果的に民主的な生き方の本質的条件を破壊する」(p. 228.)。尚、これと同じ趣旨のことは、同時代の別の論文の中にも次のように見出せる。「民主主義の基本原理は、全人のための自由と個性

認することはできないのである。

そして第3に、上述した2つの信念と並んで、生き方としての民主主義は「個人の日常生活における他者との協働に対する信念」によって規制されなければならない。なぜなら、民主主義とは、たとえ各人の要求や目的に差異があるとしても、「友好的な協働の習慣 (the habit of amicable cooperation) は計り知れない価値を人生に付与すると信じること」であるからだ⁶²。その場合、他者との協働は、互いの差異を否定することによってなされるのではなく、「差異の表出が他者の権利であるだけでなく、自己自身の生活経験を豊かにする手段でもあるという信念」に基づいてなされなければならない。このように、デューイにとって、差異の表出を相互に認め合うこと、つまり「差異に差異そのものを示す機会を与えることで協働することは、民主主義的な生き方に固有のものである⁶³」、と考えられるのである。

以上のように、機会の平等に基づく個人の尊厳と発展の可能性を認め、社会的知性に基づく行動の可能性を信じ、異質な他者への配慮と社会への絶えざる関心をもって日常的に協働する⁶⁴、このような生き方としての民主主義は、デューイにとって、具体的に実践されるべき「1つの道徳的理想 (a moral ideal)」なのである⁶⁵。それは、リチャード・バー

の目的が、そうした目的に適った手段によってのみ達成されうるということである。アメリカでリベラリズムの旗を掲げる価値は、……それが信念、探究、討議、集会、教育の自由を主張するところにある。つまり、あらゆる人間の究極的自由のために行使されることが求められる強制と対峙した公共的知性的方法 (the method of public intelligence) を主張するところにある」(Dewey, "Democracy Is Radical", p. 298)。

⁶² Cf. *Ibid.*, p. 228. デューイは続けて次のように述べている。「力や暴力といった威圧的な雰囲気や媒体から生じるあらゆる対立——それは必ず生じるが——を解決する手段として討議や知性の対立にできる限り訴えていくことは、われわれに同意しない人をわれわれが友人として学びうる——できる限り学びうる——人として扱うことである。平和への真に民主的な信念は、協働的企てとして議論、論争、対立を処理していく可能性を信じることである。そこでは、両陣営は、一方が他方を強制的に抑圧することで制圧するのではなく、相手方に自己表現する機会を与えることで、学びあうのである」。

⁶³ *Ibid.*

⁶⁴ 彼は同時期の別の論文で、同じ主旨のことを次のように要約的に述べている。「民主主義の基盤は、人間性の潜在能力に対する信念、人間の知性に対する信念、ならびに協働的経験の力 (the power of cooperative experience) に対する信念である」(Dewey, "Democracy and Educational Administration", p. 219)、と。

⁶⁵ Cf. Dewey, "Creative Democracy", pp. 228-229. デューイは、論文の末尾で、哲学的立場から民主主義的信念について次のように付言している。「哲学的に言えば、民主主義とは、それによって更なる経験が秩序だった豊かさをもって成長しうるところの目的や方法を生み出す人間の経験の能力を信じることである。民主主義以外の形式の道徳的・社会的信念は皆、経験は何らかの点で、ある外的な統制の形式——経験過程の外側にあるとされる何らかの『権威』——に対して従属しなければならないという考え方に依拠している。民主主義は、経験の過程が達せられたいかなる特殊な結果よりも重要であるという信念である。したがって、達せられた特殊な結果は、それが継続的な過程を拡充し秩序づけるために使われるときにのみ、最大の価値を有する。経験の過程は教育されうるので、民主主義への

ンスタインが指摘したように⁶⁶、「固定した静態的な理想」ではなく、「常にわれわれの目の前にある課題（the task before us）——情熱的なコミットメントと反省的で柔軟な知性を要する課題」として経験の連続性の中に立ち現われる、終わりになき永続的な理想なのである。

さまざまな利害関心を有する人々が宥和と断裂を交錯させながら共存する民主主義社会に最終的・究極的な理想型などありえず、だからこそ、より良い社会のあり方を探究する未完のプロジェクトに全人が協力的に関与しなければならない——「創造的民主主義」は、こうしたデューイの強いメッセージが込められた次のような一文で締め括られている。

「他の生き方と比べて民主主義は、目的としてまた手段としての経験の過程を心底から信じる唯一の生き方である。……民主主義に失敗する生き方はいずれも、経験がそれによって安定されると同時に拡大拡充されることの接触、交換、コミュニケーション、相互作用を制限する。これらを解放し拡充するといった課題は、日々実行されなければならないものである。民主主義の課題は、……全人が共有し貢献するような、より自由でより人間味のある経験を創造するという永遠の課題なのである⁶⁷」。

要するに、デューイにとって、「人間性の潜在能力に対する信念、人間の知性に対する信念、ならびに協働的経験の力に対する信念」によって裏打ちされた「生き方としての民主主義」の意味は、個々人が他者との共有経験を通じて「絶えず新たに探求されなければならない⁶⁸」実践的営為であり、社会的理想としての民主主義へと連なる有望なルートなのである。

以上、1920年代末から30年代にかけてのデューイの政治思想の一端を概観してきた。産業化の進展に伴う公共性の衰退に抗してデューイが提示した処方——民主的なコミュニティの創造と生き方としての民主主義の実践——は、テクノクラシーの政治支配に傾斜し

信念は、経験と教育への信念と合わさって一体となる」（p. 229.）。

⁶⁶ Bernstein, *op. cit.*, p. 202.

⁶⁷ Dewey, “Creative Democracy”, pp. 229-230.

⁶⁸ Dewey, J., “The Challenge of Democracy to Education (1937)”, in Boydston, J. A. (ed.), *John Dewey: The Later Works*, Vol. 11, Southern Illinois University Press, 1991, p. 182. デューイは、続けて次のように述べている。「それ〔民主主義の意味〕は、絶えず発見・再発見され、修正・再編されなければならない。民主主義が具現される政治的・経済的・社会的制度もまた、人類の新たな要求とこれらの要求を満たすための新たな資源の発展の中で進行する諸変化に適合するよう改革・再編されなければならない」（〔 〕内は引用者による加筆）。

ていた当時のアメリカ社会では、ともすれば「抽象的でノスタルジックなロマン主義的見解」として冷やかに受け止められることが多かった⁶⁹。だがしかし、冒頭でも触れたように、代議制民主主義とは別様の新たなデモクラシーが模索される現代の潮流にあって、その評価はむしろ見直される傾向にある⁷⁰。

次節では、こうしたデューイの政治思想が再評価される近時の政治論的情勢を概観し、その情勢が企業経営の前にどのようなアクチュアリティをもって立ち現われてきたかを瞥見したうえで、それへの責任ある対応を迫られる企業経営に対してデューイの民主主義理論がどのような視点を提供しうるのか、最近の「経営倫理学の政治学化」の兆候とも絡めながら試論的な考察を加えることにしよう。

IV 変貌する民主主義と経営倫理の政治学化の動向

——デューイの民主主義理論の意義——

1. デューイと現代の政治理論——経営が直面する政治論的情勢

おそらく、デューイの政治思想が再評価される背景には、1980年代以降に注目されてきた「現代の市民社会論」の台頭があるように思われる。それは、端的に言えば、肥大化した官僚制国家や自己利益を貪欲に追求する市場とも異なる行為とコミュニケーションの領域に、公共性の在り処を求め、「市民社会 (civil society)⁷¹」をその担い手と見なす立場である。特にそこでは、代議制民主主義の行き詰まりを打開するための新たな政治的担い手として、環境保護や人権といった公共的価値のためになされる社会運動や、発展途上国や紛争地域での人道的支援に恒常的に取り組む団体などに関心が寄せられている。こうした市民的公共性を主唱する論調は、デューイの主張——国家機能の肥大化と産業化に伴う個

⁶⁹ 佐藤「前掲論文」31ページ。

⁷⁰ 例えば、ベンジャミン・バーバーが指摘するように、「いかにして公衆を組織できるか」といったデューイの問題提起は、「いかにして市民の共同社会を創造できるか」というタームに置き換えられた形で、参加政治を志向する現代の市民社会論者の多くに連綿と受け継がれている (Barber, B. R., *Strong Democracy: Participatory Politics for a New Age*, University of California Press, 2004. 竹井隆人訳『ストロング・デモクラシー——新時代のための参加政治』日本経済評論社、227ページ、2009年)。

⁷¹ マイケル・ウォルツァーによると、「市民社会」とは「非強制的な人間の共同社会 (association) の空間の命名であって、家族、信仰、利害、イデオロギーのために形成され、この空間を満たす関係的なネットワークの命名でもある。……そのネットワークとは、様々な組合、教会、政党、そして運動、生活協同組合、近隣、学派、さらにはあれこれを促進させ、また防止する諸々の共同社会である」とされる (Walzer, M., "The Concept of Civil Society", in Walzer (ed.), *op. cit.*, pp. 7-8.)。言わば、強制力を行使しうる国家とも利益を追求する市場とも区別される、多様な中間団体のネットワークが市民社会の実体を構成するのである。

人主義の浸透によって衰退した公衆をコミュニティの民主的再建への参加を通して蘇生することをめざした主張——と重なるところが大きい。ちなみに、ウィリアム・サリバンも、「アメリカの伝統において、このように〔市民〕参加を強調すること……が最も強く主張されたのは、20世紀初頭という現在と似た時代においてであって、典型的にはジョン・デューイによって主張された⁷²⁾」、と述べている。このように、現代の市民社会論とデューイの政治思想は、公共的問題に関心を寄せる民衆の自発的協働や積極的参加に公共性の復権を求めるという点で通ずるのであり、ここにデューイが再評価される一因を看取することができる。

さて、このような市民社会論の潮流は、参加者間の公的討議を重視するという意味で、当然、現代の民主主義理論の機軸をなす「熟議民主主義 (deliberative democracy)⁷³⁾」とも親密に結びつくことになる。90年代に入り広く注目を集めてきたこの考え方の基調は、民主主義における議論や対話の役割を最優先するところにある。その意味で、それは、公共的な事柄（あるいは共通善）をめぐる公衆のコミュニケーションな意見形成に重きを置いたデューイの見解と近い。また、議論の目的を各参加者が自らの意見を頑なに押し通すことではなく、その過程を通して他者の意見に傾聴し（デューイが「傾聴することは参加者だ」と論じたことを想起されたい）、自己の意見や判断を絶えず反省し修正・変化させることにあるとした点でも、共通性が見て取れる。このように、両者は共に、差異の表出を相互に認め合い、時に異論を闘わせながらも、より良い公共的意見の形成をめざしてい

⁷²⁾ Sullivan, W., "American Social Reform and a New Kind of Modernity", in *Ibid.*, p. 206. [] 内は引用者による加筆。また星野も、「公共圏としての市民社会」という考え方の理論的伝統に属する者として、デューイをアレントとハーバーマスと並べてあげている（星野 智『市民社会の系譜学』晃洋書房、2009年、99-100ページ）。

⁷³⁾ 熟議民主主義をめぐるのは、政治学者の間でも様々な見解があり、一義的に定義するのは難しい。ここでは、その一例として田村の見解をあげておこう。「簡単に言えば熟議民主主義とは、人々が対話や相互作用の中で見解、判断、選好を変化させていくことを重視する民主主義の考え方である」（田村哲樹『熟議の理由——民主主義の政治理論』勁草書房、2008年、ii ページ）。また、平井によれば、熟議民主主義には、諸個人の相互の熟議を通じて初期選好が転換される相互学習過程として熟議を性格づけることから、次のような3つのメリットが期待される。①熟議を通じて利己的選好などの悪しき選好が除去されたり、共通の政治的意思が形成されたりすることで、単なる私的選好の集計では得られない結果の正統性が確保され、正義にかなう結果が導かれやすい。②相互の情報交換を通じて自己の知らないことを互いに学ぶ人々の視野を広げるという意味で、より賢明で合理的な結果が期待される。③熟議の営みへの参加を通じて人々の市民としての能力や徳が陶冶される教育効果とか、人々の共同体感覚や連帯感の形成といった副次的効果も期待される（平井亮輔「対話の正義」平井亮輔編『正義——現代社会の公共哲学を求めて』嵯峨野書院、2004年、241-242ページ）。なお、同氏は、熟議民主主義論を「自由で平等な市民（やその代表）たちの間で公共の事柄（あるいは共通善）をめぐる交わされる理性的な対話・議論に政治の核心をみる」（240ページ）立場と定義づけている。

く、自由で平等な議論のプロセスに民主主義の本性を捉えるのである⁷⁴。こうした直接的な対話や議論を通じた公共的意見の深化ないし変化は、時に政治家や議会などに影響を与えることで、代議制民主主義を活性化し補完する働き（いわゆる「デモクラシーの複線化」）を担うことも期待される⁷⁵。こうして見ると、熟議民主主義論者の多くがデューイをその「先達、有力者、創設の父⁷⁶」と見なすことも首肯できよう。このように、現代の市民社会論とその基底にある熟議民主主義理論の背景には、デューイの政治思想が少なからず反映されているのである。

ところで、ジーン・コーエンは、強制力を行使しうる国家とも、また飽くなき利益を追求する市場経済とも区別された、このような多様な中間団体や社会運動のネットワークとしての市民社会が台頭してきた事態を踏まえ、国家－市民社会－経済の三元論からなる「三項モデル（three-part model）」を示している⁷⁷。彼女によると、市民社会は、国家や経済に対して対抗的であると同時に補完的な関係を保持することによって、その影響力を次

⁷⁴ 政治学では、熟議民主主義に対抗して、対立（差異）の契機を重視する「闘技（agonistic）民主主義」なる学派がある（シャンタル・ムフ著、葛西弘隆訳『民主主義の逆説』以文社、2006年）。近年では、両者を対立的に捉えるのではなく相補的に捉える方向で、熟議民主主義の拡充を図る主張が見られる（田村『前掲書』）。その意味では、合意を願いながらもそれを自己目的化しないデューイの立ち位置は、近年の相補的に捉える立場と近いものと言える。

⁷⁵ 現代の政治理論では、公式的な政治的決定を行う代議制民主主義（「第一の回路」）と政治以前の市民社会の参加や討議を重要視する民主主義（「第二の経路」）といった2つの相互補完的な次元からなる「二回路制の民主主義」が有望視されてきている（篠原 一『市民の政治学——討議デモクラシーとは何か』岩波書店、2004年、156ページ。早川『前掲論文』255ページ）。このように民主主義を二層的に捉える考え方は、既にデューイの民主主義理論にも垣間見れる（本稿の脚注19を参照されたい）。

⁷⁶ Pappas, G. F., *John Dewey's Ethics: Democracy as Experience*, Indiana University Press, 2008, p. 251. ここで、グレゴリー・パッパスは次のように述べている。「最近になって、政治学と社会—政治哲学は熟議的転回と呼ばれる経験をした。この運動のメンバーの多くは、ジョン・デューイを熟議民主主義の先達、有力者、創設の父と宣告してきた。政治的民主主義における熟議の質が悪化し続けていることについて、熟議民主主義の思想家がデューイと共鳴し合うことには何ら疑う余地はない。さらに、両者は、伝統的な自由論が公的熟議の重要性を無視してきたことについても一致する。民主主義は、民主的熟議といった確固たる観念により一層力点を置くことでリハビリする必要があるのだ。公共のコミュニケーションや判断は、私的な選好の集合あるいは一定の選好ならびに観点をめぐる競争に優先するものでありうる。熟議を重視する政治論者は、デューイと同様、参加者の選好や見解を変えるための対話の力に賛同してきたのである」、と。ちなみに、熟議民主主義の代表的論者であるハーバースとデューイの民主主義理論との異同については、リチャード・バーンスタイン「民主主義的エートスの回復」（マーティン・ジェイ編、竹内真澄監訳『ハーバースとアメリカ・フランクフルト学派』青木書店、1997年）が示唆に富む。

⁷⁷ Cf. Cohen, J., "Interpreting the Notion of Civil Society", in Walzer (ed.), *op. cit.*, pp. 35-40. これは、従来の「国家—（経済活動を含む）市民社会」の二項モデルに代わるものとして提示された考え方である。コーエンによると、国家と市民社会は「政治社会」によって、市場と市民社会は「経済社会」によって、それぞれ調整されるとはいえ、市民社会の独自性は失われることはないのである（星野『前掲書』93-95ページ）。

第に強める傾向にある（例えば、行政や企業の活動を厳しく指弾する社会運動も、具体的な成果を上げるには公的規制措置や企業の自主規制が不可欠であり、それゆえ最終的には、それらとの協力が必要になってくる。このように、これら三領域の間には対抗性と補完性の微妙なバランスが存在するのである）。こうした三項関係的な捉え方は、「民主主義は、それが市民的でかつ政治的であると同時に産業的になるまでは実在しない」と主張したデューイの至言を彷彿とさせよう。いずれにせよ、このような政治的勢力関係の変化が企業経営に与える衝撃は間違いなく大きい。それは、人権あるいは環境 NGO の告発が「政治的消費主義（political consumerism）⁷⁸」と呼ばれるラディカルな消費運動に波及し、高い倫理感や環境意識をもった企業経営が一段と強く要請されるようになってきたことから看取できよう。このように、今日の企業経営は、市民社会によって厳しく牽制される時代を迎えたのである。

2. 経営倫理学の政治学的転回——シェーラー＝パラッツォの所論をめぐって

このような政治論的情勢に経営が向き合わねばならない事態を踏まえ、最近の経営倫理学では、企業経営を市民社会の民主的意志形成に埋め込まれたものと見なすことによって、その道徳的正当性を明白な公的討議への積極的参加を通して確保していこうという主張が現われてきた。その先陣がアンドレアス・ゲオログ・シェーラーとガイド・パラッツォの所論である⁷⁹。以下、彼らの主張の要点に着目することで、この経営倫理学における政治学化に向けての兆候を大まかに捉えていこう。

シェーラー＝パラッツォによると、市民社会の影響力が時に「サブポリティクス」や「擬

⁷⁸ 橋本によると、「政治的消費主義」とは、世界経済をより良い方向へ導くべく、有機野菜やエコ関連商品の購入、途上国の劣悪な労働条件の下で生産された商品のボイコット、あるいは流通コストを抑えて環境に配慮するための「地産地消」といった消費を企てる運動を指す。こうした消費の実践には、日常生活をより利他的・人道主義的なものへと形成すると同時に、グローバルな公共性を導くための一助となることが期待される（橋本努「グローバルな公共性はいかにして可能か」『岩波講座 哲学10——社会／公共性の哲学』岩波書店、2009年、164-165ページ）。

⁷⁹ Palazzo, G., and A. G. Scherer, "Corporate Legitimacy as Deliberation: A Communicative Framework", *Journal of Business Ethics*, 66, 2006, pp. 71-88. この論考で彼らは、社会的ルールやコンプライアンスに企業の正当性を求める現下の CSR は、公共圏での熟議コミュニケーションを通して、その道徳的正当性を追求する方向へと転向すべきである、と主張する。Scherer, A. G., and G. Palazzo, "Toward a Political Conception of Corporate Responsibility: Business and Society Seen From a Habermasian Perspective", *Academy of Management Review*, Vol. 32, No. 4, 2007, pp. 1096-1120. この論文では、経営-社会研究の2つの主要学派である実証主義的 CSR とポスト実証主義的 CSR を取り上げ、前者をその道具主義性と規範性の欠如から、後者をそこに内在する相対主義的・基礎づけ主義的・ユートピア主義的特性から批判し、それに代わる新たなアプローチをユルゲン・ハーバーマスの熟議民主主義理論に依拠しながら提示する。彼らは、そこで、経営行動に対する民主主義的統制を高めるのに役立つ「政治的 CSR」という概念を展開する。

似政府」活動と表現されるほどに大きくなった今日、その活動の企業経営に対する圧力は、いやがうえにも強まりを見せてきた。例えば、法的ならびに道徳的規制が未だ不完全なグローバルな環境の下で操業する企業は、今や政府よりも NGO によって厳しく監視される状況にある。このような「国家－経済－市民社会」の間に見られる劇的な変化を前にして、産業社会の時代に築かれた伝統的な制度的秩序の有効性も揺らぎ始めてきた。それとともに、「企業は法律や道徳的慣習に従う限り、公的な詮索にさらされる必要のない私的な経済的アクターである」といった旧来の CSR が前提とした企業仮説もが、再考を迫られるようになってきた。シェーラー＝パラッツォは、この変化を「企業が所与の社会規範に暗黙裡に追従することから公的な政治的意志形成過程に明白に参加することへの転換期」と捉え、それを「企業の政治化 (the politicization of the corporation)」と呼んだ。世界規模で拡大した経営環境の中で企業が拡大した責任——かつて政府の責任と見なされてきた責任——を取り始めてきた事実は、この転換を裏づける 1 つの証左である⁸⁰、と考えられる。

彼らによると、このような転機を受けて、CSR の解釈もまた、単にステークホルダーの圧力に対する企業の反応を分析することから、社会的諸問題の解決に寄与しうる包括的な公的意志形成過程における企業の役割を分析することへと移行していく。言い換えれば、それは「任意のビジネス主導の狡猾的な慈善行為から、社会的改善に向けての政府や市民社会との長期的な政治的共同への移行」と見なすことができる。このように、市民社会のコミュニケーションの網の目に埋め込まれた CSR においては、広範な社会的課題の解決に取り組むべく、公的討議における絶えざる意見の交換過程を通してより良い見識を高めていくとともに、その実践過程において透明性と説明責任を果たしていく、そのような経営の「積極的関与 (engagement)」が何より求められてくるのである。

このような「民主的な手続き」を通じた経営の政治的－社会的関与は、旧来の経営慣行である政治への利益集团的アプローチ（ロビー活動）とは明らかに異なる。というのも、前者は公的討議の透明性にに基づき、後者は裏交渉の共謀に基づいているからだ⁸¹。シェーラー＝パラッツォは、こうした「討議・透明性・説明責任」といった民主主義的機制に基底された CSR の様態を「CSR の熟議的概念 (a deliberative concept of CSR)」として捉

⁸⁰ Cf. Scherer and Palazzo, "Toward a Political Conception of Corporate Social Responsibility," p. 1106. p. 1108. 具体的には、「大衆の健康、教育、社会保障、抑圧政権下にある国家の人権保護に関わり、エイズ、栄養失調、非識字のような社会悪に取り組み、法的規制と道徳的信条との間のグローバルな溝を埋めるための自己規制に携わり、さらには社会の平和と安定を促進する」企業活動を指す (p. 1109.)。

⁸¹ Cf. *Ibid.*, p. 1111.

え直す⁸²。それは、「反対意見にも開かれた公的討議、批評、ならびに裁決といった精査」にさらされるとともに、「少数派の利害や価値の表現を助長する民主的手続き」にも配慮するがゆえに、企業経営の正当性と信頼性を高めうる有望な概念であると見なされるのである。こうして、CSRにおける公的熟議の質は、「討議の透明性、コンプライアンスの監視と実施、情報と基準の比較可能性、微力なアクターの熟議への参加（例えば、労働基準に関する討議への労働者の参加）」を通して高められることになる⁸³。このように、シェーラー＝パラッツォにとって、CSRの本質は、単に自己保存（企業イメージの向上、市民社会の圧力の削減、規制回避）のためになされる道具的なものではなく、公共的問題をめぐる民主的意志形成過程に関わる政治的なものと考えられるのである。

以上が、シェーラー＝パラッツォの政治的CSRをめぐる所論の要約である。参考までに、ここで、彼らによってまとめられた「実証主義的CSRとポスト実証主義的CSRの思想上の比較表」を掲載しておこう（表1）。

さて、以上の記述から読み取れるように、シェーラー＝パラッツォの主張は、明らかに、現代の市民社会論の台頭を受けて高揚してきた熟議民主主義理論をその中核的な概念に据えて展開されたものである。その意味で、それは、経営倫理学に政治学的知見を逸早く取

⁸² Cf. *Ibid.*, pp. 1108-1111. ちなみに、シェーラー達は、こうした政治的CSRの実践を示す代表的な例として「森林管理協議会（Forest Stewardship Council: FSC）」をあげている（Cf. *Ibid.*, p. 1110. <http://www.controlunion.jp/certification/forest/fsc.html>）。1992年の環境と開発に関する国連会議で世界規模の森林保護のための共通の基準と活動を展開するための議案が採決できなかったことを受け、このグローバル・ガバナンスの明白な溝を埋める作業は、NGOと企業に委ねられることになった。FSCは、その協働の結果として1993年に設立された（本部はドイツのボン）。FSCは、世界の森林が環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも持続可能な管理を推進することをめざし、その認証のための原則と規準づくりを展開している。当協議会は、広いレベルの平等な参加と熟議をめざした統治構造において意見交換し合える広範な成員——人権活動家、開発援助機関、先住民グループ、環境NGO、民間企業（IKEA、Home Depot、OBI等）——を含んでいる。FSCの最高意思決定機関たる総会は、3年ごとに開催され、その多様な成員の投票権の行使力を均衡させるべく3つの会員議会——環境・社会・経済——に編成されている。FSCは、その原則と規準に基づいて、森林の管理や伐採が環境や地域社会に配慮して行われているかどうかを、信頼できる基準で評価し、それが行われている森林を認証する制度を展開してきた。そして、その森林から生産された木材や木材製品に独自のロゴマークを付け、市場に流通させている。なお、森林認証の手続きそのものは、FSCに認定された認証機関（2009年6月時点で世界に21機関）がFSCの厳格な基準に基づいて審査・認証を行っている。このように、FSCは、広い参加、決定規準として企業権力を排除する試み、協議の遂行や組織形態に関する批判的なフィードバックに基づいた継続的改善過程といった熟議の規準に即して設計されている。シェーラー達は、企業の自己規制が市民社会との共同で広範な民主的意志形成過程の中から生じ、また企業の持続可能性に対する独立した第三者の認証が企業活動の民主的制御を強化するという意味で、FSCを政治的CSRの典型的な事例であると指摘するのである。

⁸³ Cf. *Ibid.*, pp. 1112-1114.

表1 実証主義的CSR思想学派とポスト実証主義的CSR思想学派の比較

諸特徴\諸思想学派	実証主義的CSR	非実証主義的CSR	ポストモダンCSR	ハーバーマス1的CSR	ハーバーマス2的CSR
拠り所	経験論的	哲学的(独自の)	文化・歴史拘束的	哲学的(論証的)	民主主義的(推論的)
イデオロギー	経験的/道具的	基礎づけ的	相対主義的	ユートピア的	プラグマティック
中心概念	社会的パフォーマンス	性格/美德、義務、社会契約、超規範、誠実さ	討議(パワー)	討議(理想的発話状況)	討議(公的熟議)
社会的調整様式	個人的契約と法令遵守	社会契約と道徳規則への服従	討議とパワー	討議と合意	政治的討議
企業の役割	経済的アクター、機能的企業	経済的ならびに社会的に責任を負うアクター	「悪玉」か日和見主義か	「悪玉」は理想的利他主義者に変わらねばならない	政治的ならびに経済的アクター
市場の役割	当然視されている	批判的精神	批判の対象	過小評価されている	政治的に埋め込まれている
パワールの役割	支配的	道徳規則ないし個人の誠実さによって律せられる	批判の対象だが不可避だと考えられる	理想的討議により律せられる	民主的制度により律せられる
正当性の役割	脇に追いやられる	既存の道徳規範への服従	確実な正当性は不可能	哲学的正当性	民主主義的正当性
経済的合理性との関係	経済的合理性の支配	批判的支持	批判的	批判的、敵対的	経済的合理性の馴化
経営者への勧告	法に従い、強力な利害関係者(だけ)に対応せよ	倫理規範に従い、個人的誠実さを伸ばせ	不正操作や搾取をやめ、地域の文化に適応せよ	理想的討議に従事せよ	政治的討議に従事せよ
指針となる哲学者	ハンペル、ネーゲル、ポパー	アリストテレス、ホッブズ、カント、(1980年代までの)ロールズ	デリダ、フーコ、リオタール	(1960-1980年代の)ハーバーマス	(1990年代以降の)ハーバーマスとロールズ、デューイ、ローティ
経営理論	CSP、「ビジネス・ケース」志向のCSR、道具的利害関係者理論	経営倫理、規範的利害関係者理論、社会契約論	ポストモダン/ポストコロニアル組織理論、批判的経営研究	批判的戦略研究、批判的経営研究	政治的CSR、コーポレート・シチズンシップ
経営学者	キャロル、ジョーンズ、ウット	ボウイ、ドナルドソン、ダンフィー、フリーマン、ワイリッツ、ソロモン	パネルジー、ボーイエ、カラス、スマーシチ	アルベッソン、ディーツ、グライムズ、ステッフエイ、ウィルモット	未だ展開されておらず、記述的分析に止まっている(マッテン&クレーン)

(出所) Scherer, A. G., and G. Palazzo, "Toward a Political Conception of Corporate Responsibility: Business and Society Seen From a Harbermasian Perspective", *Academy of Management Review*, Vol. 32, No.4, 2007, p. 1113. 一部変更。

り入れたユニークな試みであり、また「GSR (Global Social Responsibility)⁸⁴」が問われる時宜に適った1つの理論化であると評価することができよう（もっとも、彼ら自身も認めているように、それは未だ記述的分析に止まった萌芽的な段階ではあるが）。しかしながら、彼らの主張は、主として熟議民主主義をめぐるハーバーマスの見解をその理論的礎に据えたためか、企業による公的熟議を通じた民主的正当性の手続的な議論に傾斜している印象は否めない。だが、公的な民主的意志形成過程に企業が首尾よく関与しうるには、こうした民主的手続きの単なる調整以上のものを想定できなければならないであろう。私見では、この点を考察するに当たり、シェーラー＝パラッツォがハーバーマス等と並べて、その理論的拠り所となる哲学者の一人にあげながらも見落としてしまった⁸⁵、デューイの民主主義とコミュニティとの関連性を説いた政治学的知見が1つの手掛かりを与えてくれるように思われる。そこで次に、このデューイの知見に潜在しうる経営倫理的意義について試論的な考察を加えることにしよう。

3. デューイの民主主義理論と経営倫理の政治学化

これまでの考察から明らかなように、これからの企業経営は市民的公共性との関わりを抜きにして存続・発展することがますます難しくなるであろう。そこでは、経営が公共的課題をめぐる民主的意志形成過程にアンガージュし、さまざまな社会的アクターと対話する機会が確実に増えてくるはずだ。その意味で、経営倫理やCSRの政治学化は不可避的な趨勢であると言えよう。だとすれば、企業経営にとって、こうした民主的な社会的再生に与する責任を担う存在として広く社会から承認を得ることは重要な課題になりうると考えられるが、そのためには公共圏における合理的討議に積極的に関与できるだけの民主的なコミュニティの意識を高めることが是非とも求められてこよう。近時のヘンリー・ミンツバーグの主張——企業が経済危機から立ち直るには個人主義的価値観と専制的リーダーシップの浸透によって衰退した「コミュニティの感覚 (the sense of community)」を取り戻すことが重要だとの指摘⁸⁶——とも重ねて考えたとき、どうやら企業のあり方をコ

⁸⁴ GSR (=地球規模の社会的責任)は、地球温暖化や貧困、感染症の蔓延やテロといった地球規模の課題が数多く浮上している現状を踏まえ、企業や個人、NGO、政府などの各セクターが国境を越えた地球規模の問題に対処する意識を持ち、それぞれが連携を図りながら社会的責任を果たすべきだという考え方を指す(『日本経済新聞』2008年、6月11日)。

⁸⁵ シェーラー達は、理論化の出発点を「社会生活の直接的実践」の「内側」に求めるデューイの方法論的主張が熟議民主主義理論を支える1つの哲学的指針だとして評価してはいるが(*Ibid.*, p. 1102. p. 1109.)、民主主義とコミュニティとの関連性を説いた彼の政治思想そのものには直接言及してはいない。

⁸⁶ Mintzberg, H., "Rebuilding Companies as Communities", *Harvard Business Review*, July-August 2009, pp. 140-143.

コミュニティ的特性として捉える機運が胎動してきたのかもしれない。このような趨勢に際し、ここでは、デューイの政治学的知見がどのような視点を提供しうるのか、検討することにしたい。

前述したように、デューイによれば、個人と社会とを媒介する集団(中間的コミュニティ)にとっての民主主義的理想とは、端的には「公共の利害や公益との調和を保ちながら成員の潜在能力を解放すること」であった。それを実現するには、当の成員が同時に他の諸集団の成員であることを前提にして、そこには伝達され共有されうる多種多様な関心が存在していなければならない。というのも、それによって、当の集団は他の諸集団との相互作用を豊富化し、社会的探究を深化させ、その相互作用の結果生ずる新規の問題状況にも柔軟に再適応することができると考えられるからである。逆に言えば、経験の自由な交流やコミュニケーションを内部的にも対外的にも妨げる障壁を築く集団は、硬直化・孤立化を招くがゆえに、公共性と成員の人格的成長を後退させ、民主主義的理想を実現する道を閉ざしかねないのである。このように、デューイは、共生的生活の多様な領域——親密圏、自発的結社、地域社会、国民社会——に複合的に参加しうる諸個人が協動的探究活動を通して意味の共有化を図りながら公共意識を高めていく、このような自由と開放性を前提とした人間的共同性に社会的理想としての民主主義を追求しうるコミュニティの本性を求めたのである。

こうした民主主義とコミュニティとの関連性についてのデューイの見解は、民主的公共圏に生きる現代の企業経営にとっても意義深い。まず、そこから読み取れることは、経営が愛社精神・忠誠心・相互扶助といった共同体の特性を過度に植えつけることへの戒めである。確かに、それは企業経営の凝集力を高めるうえで不可欠ではあるが、それが行き過ぎたとき、本来多様な共同性の次元に帰属しうる成員の人格をその経営固有の価値に閉じ込めてしまい、その人格的成長の機会を奪い、他の共同性の次元に対する関心や責任の意識を希薄化しかねず、果ては経営そのものが「組織エゴイズムや組織ナルシズム」的な状態に陥る危険性がある。それに対し、デューイの民主的コミュニティの見解は、成員の多様な領域への複合的参加を前提とした人格的成長を希求するがゆえに、このような企業経営の自閉的罫を回避する手立てを講じる際の1つの有力な手掛かりになりうると考えられるのである。

また、こうした民主主義的理想を掲げたデューイのコミュニティ観——「自由な探究や自由なコミュニケーションが保証された協働活動を通して個人の人格的發展と同時に公共善の実現に与しうるコミュニティ」という見解——は、真に良き市民性を追求せんとする企業経営にとっても有望な指針となるであろう。当然、そこでの企業評価は、単に経済的業

績といった画一的指標だけでなく、かつてデューイが示唆したように、「一方ではそれが全体としての共同社会に奉仕し、そのニーズを効果的かつ公正に満足させているかどうかであり、他方ではそれを担っている諸個人の生計と人格的發展の手段を提供しているかどうかである⁸⁷」といった道徳的な観点からも厳しく精査・詮索されてこよう。そうであれば、良き企業市民になるための一環として、開かれた企業経営をめざして、「企業統治改革」の美名の下、社外の客観的判断を求める方向で民主的規制の強化を推進するにしても、まづもって、このような民主主義的理想を具現した社会的制度としての確たる意識が経営に浸透していなければ覚束ない。こうして見ると、デューイの民主的コミュニティの見解は、市民社会との共生を志向する企業経営のあり方を考えるうえでもプリンシパルな視点を提供してくれるものと言えよう。

以上、ここでは、デューイの民主主義とコミュニティとの関連性をめぐる政治的見解を軸に、その経営倫理的意義を探ってきた。そこから推察されるように、彼の主張は、先に検討したシェラー＝パラッツォによる経営倫理学の政治学的転回の議論を拡充する働きをしてくれよう。というのも、それは、「企業による公的熟議の民主的手続きを通した意志形成」に重きを置く彼らの主張に、共有された責任感と協働活動に基づく社会的探究を具備した民主的コミュニティの理論を持ち込むことで、形式的な手続き論を超えた経営倫理学の政治学的地平を拓く糸口になりうると考えられるからだ。また、それは、「コミュニティの感覚を取り戻すことで企業の再生を図ろう」とする、先のミンツバーグの提言にも理論的な肉付けを提供してくれるであろう。このように、デューイの政治思想、わけでもその民主主義理論は、新たな企業社会論を構想するための1つの重要な思想的根拠になりうると考えられるのである。

V 結言

——生き方としての民主主義と企業経営——

本稿では、民主主義の再構築が模索される今日的趨勢の中で、公共的問題と向き合う必要性に駆られてきた企業経営にとって、1つの拠り所となる思想をデューイの民主主義理論に求め、その含意を探るべく試論的な考察を加えてきた。

思うに、20世紀末に台頭した市民社会運動の理想目的は、より良い民主主義社会の構築をめざし、従来の政財界を中心に発展した政治経済システムの歪み、広義には前世紀に開

⁸⁷ Dewey, J., and J. H. Tufts, *Ethics, Revised* (1932), in Boydston, J. A. (ed.), *John Dewey: The Later Works*, Vol. 7, Southern Illinois University Press, 1989, p. 299.

化した産業文明の負の部分を出し、それらを公的討議の週上に載せながら、その改善の方途をめぐり他の社会的アクターと協働的に探究することであろう。もちろん、さまざまな意見が交織する民主主義社会は常に修正可能性に開かれた不完全なものであるがゆえに、より良い社会のあり方を探究するこの創造的協働活動は永続的な未完のプロジェクトにならざるをえない。このような合意と不一致、宥和と対立を常に孕んだ社会的探究の民主的な推進をめざす公衆にとって、デューイが提唱した「生き方としての民主主義」——「個人の尊厳と発展の可能性を認め、社会的知性に基づく行動の可能性を信じ、異質な他者への配慮と社会への絶えざる関心をもって協働する」という信念（理想）に基づいた実践的な生き方——は、まさしく1つの道徳的課題として絶えず立ち現われてくるに違いあるまい。

こうして見ると、企業経営が真に「良き市民性」を具備した存在として信認されるには、単に自社の社会的資本や名声資本を築くための社会的投資の観点で慈善活動に注力することよりも⁸⁸、むしろ社会的改善に向けての行政や市民社会との長期的な協働活動、すなわち公共的問題を改善するための公的討議としての民主的意志形成過程に——反省的で柔軟な社会的知性をもって——コミットすることが勢い重要になってくるであろう。その意味で、来るべき社会に向け、企業経営にも今、「民主主義的な生き方 (democratic way of life)」が問われているのである。

2012.10.14. 了

【追記】 本稿を本年10月に永眠した父 進一に捧げる。

⁸⁸ Cf. Matten and Crane, *op. cit.*, p. 168.